○金融庁告示第九十七号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社新生銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」を削る。

○金融庁告示第九十八号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

「株式会社新生銀行」の次に「オリックス銀行株式会社」を加え、「オリックス信託銀行株式会社」を削る。

○金融庁告示第九十九号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定に基づき、次のように告示し、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から適用する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第一　平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号の二中「次条第八号の二」を「次条第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四十号中「次条第三十一号」を「次条第二十九号」に改める。

第二条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の二を第九号とする。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第二　平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、同条第十号の二中「次条第十号の二」を「次条第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第二十八号中「次条第三十号」を「次条第二十九号」に改める。

第二条中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の二を第十一号とする。

（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第三　平成十八年金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「から第八号の二まで」を「から第九号まで」に、「次条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第二号中「次条第二号」を「第二条第二号」に改め、同条第四号中「次条第四号」を「第二条第四号」に改める。

第二条第一号中「から第八号の二まで」を「から第九号まで」に改め、同条第二号の二中「第二条第八号の二」を「第二条第九号」に改める。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第四　平成十八年金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「から第十号の二まで」を「から第十一号まで」に改め、同条第二号の二中「第一条第十号の二」を「第一条第十一号」に改める。

第二条第一号中「から第十号の二まで」を「から第十一号まで」に改め、同条第二号の二中「第二条第十号の二」を「第二条第十一号」に改める。

○財務省告示第一号
金融庁
経済産業省

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項第十一号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年財務省告示第一号）の一部を次のように改正し、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から適用する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

第一条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の二を第三号とし、同条第二項第一号の二中「前項第二号の二」を「前項第三号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第四号中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

○金融庁
厚生労働省告示第三号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づき、次のように告示し、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から適用する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　小宮山洋子

（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第一　平成十八年金融庁厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を削り、第八号を第九号とし、同条第七号の二中「次条第七号の二」を「次条第八号」に改め、同号を同条第八号とする。

第二条中第八号を削り、第七号の二を第八号とする。